

下記の項目(1)~(3)をご確認のうえ、該当する証明書類をご用意ください。

- (1) ・国民年金のみに加入している方
 ・どの年金にも加入していない方 → 保険証のコピーや年金加入証明書は不要です。
- (2) ・請求者本人の保険証が
 次の①~⑦に該当する方 → 請求者本人の保険証のコピーを貼り付けてください。
 (「児童の保険証」や「運転免許証」のコピーではありません。)

<p>① 健康保険被保険者証(全国健康保険協会・健康保険組合)</p> <p>② 船員保険被保険者証</p> <p>③ 私立学校教職員共済加入者証</p> <p>④ 全国土木建築国民健康保険組合員証</p> <p>⑤ 日本郵政共済組合員証</p> <p>⑥ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る。)</p> <p>⑦ 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人または地方独立行政法人であることが明らかな保険証(保険証で勤務先が独立行政法人であることが確認できない場合は、職員証のコピーも添付してください。)</p>	<p>【保険証のコピー添付欄】</p> <p>※ 請求者本人の保険証のコピーを添付してください。 (「児童の保険証」や「運転免許証」のコピーではありません。)</p> <p>※ 添付欄からはみ出しても構いません。</p> <p>※ 氏名・生年月日・資格取得日・保険者名称が確認できる部分が必要です。 その他の部分は、黒塗り等で隠していただいても構いません。</p> <p>※ 児童手当の財源は、事業主搬出金、国、地方自治体の負担により賅われており、児童手当請求者が被用者であるかどうかによって、財源の負担割合が異なるため、保険証のコピーまたは年金加入証明書で、その確認をします。 被用者とは、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等が保険料または掛金を負担または納付する義務を負う被保険者等をいいます。</p>
---	--

- (3) ・請求者本人の保険証が上記(2)の①~⑦に該当しない方 → 下の「年金加入証明書」に勤務先から証明を受けてください。
 厚生年金(共済年金)に加入している方で、広島県建設国民健康保険組合、広島県医師(歯科医師、薬剤師)国民健康保険組合、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合などの保険証をお持ちの方が該当します。

申請者	事業主様	氏名(児童手当請求者)	印
		私が、被用者年金に加入していることを証明願います。	
事業所記入欄	年金加入証明書 次のとおり年金に加入していることを証明します。		
	氏名 (児童手当請求者)		
	加入年金名	厚生年金	共済年金
	年金加入年月日	年 月 日 (貴事業所での加入年月日を記入)	
	証 明 者	事業所所在地 事業所名 事業所電話番号 代表者または責任者 証明年月日 令和 年 月 日	印

※この証明書は児童手当の請求者が被用者年金(厚生年金(共済年金))に加入していることを証明するためのものです。

下記の項目A~Gに該当する場合は、必ず必要書類を添えて提出してください。

項 目	必 要 書 類
A. 請求者・配偶者(※)の住民票が本年(前年)1月1日に広島市外にあった場合	<p>★その請求者・配偶者の「所得証明書」</p> <p>※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。</p> <p>※所得金額、控除対象配偶者、扶養親族等の数、控除額の記載があるものがが必要です。</p> <p>※源泉徴収票、税額通知書、その他税の通知で代用はできません。</p> <p>※住民票が広島市外にあったが、広島市で課税されている場合は、お住まいの区の保健福祉課(東区は福祉課)へ御連絡ください。</p>
B. 請求者・配偶者(※)の住民票が本年(前年)1月1日に広島市内にあったが、他の市町村(特別区を含む。以下同様)で課税されている場合	<p>★その請求者・配偶者が課税されている市町村の「所得証明書」</p> <p>※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。</p> <p>※所得金額、同一生計配偶者、扶養親族等の数、控除額の記載があるものがが必要です。</p> <p>※源泉徴収票、税額通知書、その他税の通知で代用はできません。</p>
C. 請求者・配偶者(※)が国外に居住していたことにより、本年(前年)に国内で課税されていない場合	<p>★その請求者・配偶者が本年(前年)1月1日に国外に居住していたことが分かる書類</p> <p>(「パスポートのコピー」または「戸籍の附票」等)</p> <p>※その請求者・配偶者の所得証明書は不要となります。</p> <p>※パスポートのコピーは、顔写真のあるページ及び本年(前年)1月1日に国内に居なかったことが確認できる出国・入国のスタンプが押されているページが必要です。</p>
D. 請求者と養育している児童の住民票上の住所が異なる場合	<p>★請求者のその児童に対する養育状況を明らかにできる書類</p> <p>(「別居監護申立書」)</p> <p>★その児童の「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」</p> <p>※マイナンバー制度による情報連携によって確認できるときは、省略することができます。</p> <p>※その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものがが必要です。</p> <p>※その児童の住民票が広島市内にある場合は不要です。</p> <p>★その児童の「マイナンバーカード(個人番号カード)」(またはその児童の個人番号の「通知カード」)及び請求者の身元確認書類(「運転免許証」等)</p> <p>※その児童の住民票が広島市内にある場合は不要です。</p>
E. 養育している児童のうち、請求者自身の子でない児童がある場合	<p>★その児童の父母と児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類</p> <p>(「申立書」)</p>
F. 表面の「児童との関係等」が、未成年後見人・父母指定者・離婚協議中等のいずれかに該当する場合	<p>★その事実を明らかにすることができる書類</p> <p>※詳しくはお住まいの区の保健福祉課(東区は福祉課)にお問い合わせください。</p>
G. 寡婦(夫)控除のみなし適用を申請する場合	<p>★「児童手当における寡婦(夫)控除のみなし適用申請書」</p> <p>★戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</p>

※ A~Cの「配偶者」は、請求者の所得税法に規定する配偶者控除または配偶者特別控除の対象者となっていない配偶者に限ります。